

山梨県子ども未来進学支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、いかなる家庭環境であっても、子どもが将来の夢や進学を諦めることのないよう、民間の学習塾や予備校(以下、「学習塾等」という。)が生活保護世帯の子どもに対し、学習指導及び進学支援を行うことにより、希望する大学等への進学を目指すことを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象となる子ども(以下、「対象生徒」という。)は、県内に住所を有する生活保護世帯の子どものうち、中学校第2学年から高等学校第3学年までの子どもとする。ただし、この事業の目的に合致すると県が認める場合に限り、高校生に相当する年齢の子どもを含むものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活保護世帯

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)により、憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障し、積極的にそれらの人々の自立した生活ができるよう援助を受けている世帯をいう。

(2) 学習塾等

この事業の目的に賛同し、県の登録を受け、対象生徒に対し、年間を通じて学習指導及び進学支援を提供できる民間の法人事業者をいう。

(3) 学習指導及び進学支援

対象生徒に基礎学力と学習の習慣を身につけ、定期的な学習理解度の測定結果を踏まえ、日常の学習指導、高校及び大学への受験対策、進路相談等を総合的に行うことをいう。

(県の役割)

第4条 この事業における県の役割は次の各号のとおりとする。

(1) この事業に参画する学習塾等の登録申請の受付、登録及び取り消しの決定を行う。

(2) (1)により登録され、対象生徒に学習指導及び進学支援を実施した学習塾等に対して補助金を交付する。

(3) この事業の効果を検証する。

(4) その他、この事業の実施に当たり、学習塾等に対し必要な指導及び助言を行う。

(福祉事務所の役割)

第5条 この事業における福祉事務所の役割は次の各号のとおりとする。

(1) 対象生徒がいる生活保護世帯に対し、この事業の目的を踏まえた周知を行う。

(2) (1)により、学習塾等に入塾を希望する対象生徒に対し、「生活保護受給証明書」を発行する。

(3) (2)により生活保護受給証明書を発行した場合及び同書を発行した対象生徒の世帯が

生活保護の廃止となった場合は、「山梨県子ども未来進学支援事業連絡票」(別紙1)によりその旨を県に報告をする。

(4) 前条第3号による県が行うこの事業の効果を検証する作業に協力をする。

(学習塾等の役割)

第6条 この事業における学習塾等の役割は次の各号のとおりとする。

(1) 対象生徒に対し、通塾を基本とした学習指導及び進学支援を行う。

(2) 対象生徒の負担無く、通常授業以外の特別講習等、個々の学習の理解度を測定する試験や高校入試及び大学入試の合否判定模擬試験等を提供する。

(3) 中学生の対象生徒を受け入れた場合には、高校入試を見据えた国語、社会、数学、理科、英語の5教科の学習指導及び進学支援を行う。

(4) 高校生(相当年齢の対象者含む)の対象生徒を受け入れた場合は、高等学校での履修科目の単位習得を第一に、進学を目指す大学等(大学又は短期大学)又は専修学校等(専修学校又は各種学校)の受験に向けた学習指導及び進学支援を提供する。

(5) 対象生徒に学習指導及び進学支援を実施した経費を別途定める「山梨県子ども未来進学支援事業費補助金交付要綱」に定める手続きにより請求する。

(6) 第4条第3号により県が行うこの事業の効果を検証する作業に協力をする。

(7) 県がこの事業を実施するために必要となる学習塾等の運営及び経営の状況を報告する。

(学習塾等の登録)

第7条 この事業に参加する学習塾等の登録要件は次のとおりとし、登録を希望する学習塾等は、別に定める募集要項において定める手続きにより県に登録申請を行う。

(1) 県内に管理又は事務部門を有し、責任者が配置されている。

(2) 年度を通じて、第6条による学習塾等の役割を果たすことができる必要な人員を確保できる体制にある。

(3) 県への納税に対して滞納が無い。

(4) 学習塾等として事業実績が3年以上ある。

(5) 事業を実施するにあたっての年間カリキュラム又は対象生徒ごとの月間個別指導計画を策定し、対象生徒への学習指導及び進学支援の結果を県に対して毎月報告できる体制がある。

(6) 学習塾等に通塾する生活保護世帯以外の生徒への学習指導及び進学支援と比較し、対象生徒に不利となる対応をしない。

2 県は、前項による登録申請が適切と判断した場合は、この事業の実施学習塾等として登録する。

3 県は、学習塾等が登録した要件を満たさなくなった場合や事業者として適当ではないと認められる場合は、これを取り消すことができる。その際、取り消しとなった学習塾等に通塾していた対象生徒に不利益とならないよう県が調整し、登録している他の学習塾等に転塾させる等の対応をとるものとする。

(通塾手続)

第8条 生活保護受給証明書の発行を受けた対象生徒が学習塾等に通塾するための手続に関しては次の各号に定めるところによる。

- (1) 対象生徒は、前条第2項により登録されている学習塾等から、通塾を希望する学習塾等を選び直接当該学習塾等に申し込みをする。
- (2) 前号により申し込みを受けた学習塾等は入塾手続等を行い、対象生徒に対し学習指導及び進学支援を提供する。
- 2 対象生徒は、通塾している学習塾等から退塾したい場合は、学習塾等に退塾の手続を行うことができる。
- 3 対象生徒は、申し込みをした学習塾等から登録している他の学習塾等に変更したい場合、申し込みをした学習塾等に対して退塾等の手続を行い、新たに希望する学習塾等に通塾手続をすることができる。

(費用負担)

第9条 学習塾等が対象生徒に学習指導及び進学支援を実施することに対し、県が補助する費用は、対象生徒一人当たり年間30万円を限度とする。なお、第1条の目的を達するため、これを超える費用は全て学習塾等の負担とする。

- 2 前項の費用は毎月1日時点の対象生徒数により算出すること。
- 3 通塾している対象生徒の世帯が生活保護の廃止となった場合、廃止となった月の末日までこの事業の対象生徒と見なすこと。
- 4 学習塾等は、対象生徒一人ひとりの経費を管理し、県が別に定める方法により情報提供を行うこと。

(個人情報の取扱)

第10条 この事業の実施に当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、学習塾等は個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

- 2 学習塾等は、「山梨県子ども未来進学支援事業に係る個人情報取扱特記事項」(別紙2)別紙様式により、個人情報保護に係る責任体制を県に報告すること。

(書類の保管)

第11条 この事業に係る帳簿及び証拠書類は、この事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し、必要な事項は県が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

山梨県子育て支援局子ども福祉課 あて

山梨県子ども未来進学支援事業連絡票

報告事項の□にチェック(レ点)

次の者を山梨県子ども未来進学支援事業の対象生徒として、生活保護受給証明書を発行しましたので御報告します。

次の者は生活保護世帯から廃止となりましたので御報告します。

在学中の学校	
学 年	
住 所	〒
対象者氏名	
氏名フリガナ	
生 年 月 日	
保護者氏名	

【問い合わせ】

〒

山梨県〇〇市・町 ○○○○○○○○○○

〇〇市福祉事務所 ○〇〇担当

電話番号 ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別紙2

山梨県子ども未来進学支援事業に係る個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務(以下「本件受託業務」という。)の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、この契約の締結時に、本件受託業務に係る個人情報(以下「本件個人情報」という。)を取り扱って作業に従事する者(以下「作業従事者」という。)の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者(以下「個人情報保護責任者」という。)を選任し、書面(別紙様式)によりこれを甲に報告しなければならない。個人情報保護責任者に変更のあったときも同様とする。

2 乙は、本件個人情報を取り扱う作業従事者をあらかじめ明確にしなければならない。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及び個人情報保護責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行わなければならない。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、乙が実施する事業実施場所(本条において「事業所等」という。)以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で事業所等以外の場所で本件個人情報を取り扱うことに正当な理由があるとき。

2 乙は、前項各号の規定に掲げる場合を除き、前項に規定する事業所等から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条第1項の規定により甲に報告した者又は同条第2項によりあらかじめ明確にした作業従事者以外の者に本件個人情報を取り扱わせないこと。

(2) 本件個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。

(3) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

(4) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

(5) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。

(6) 甲の指示または事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を国外に移転させてはならないこと。

(7) 本件個人情報が記録された資料等については、業務終了後直ちに甲の指定する方法により返却、廃棄又は消去すること。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取得の制限)

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者(乙の子会社を含む。)に委託してはならない。

2 乙は、本件受託業務を再委託するときは、乙をして特記事項により乙が負う義務を遵守させるとともに、これに対する管理及び監督を徹底するものとする。

3 甲は、乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前項の措置を行うことができるものとする。

4 乙は、本件受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結時に、乙をして、書面により再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を甲に届け出させなければならない。この場合、甲への届出は乙を経由することとする。再委託先事業者の作業従事者又は個人情報保護責任者に変更があったときも同様とする。

(報告及び検査等)

第10条 乙は、甲に対し契約内容の遵守状況を定期的に報告しなければならない。

2 甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を確認するため必要があると認めるときは、実地の検査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

3 乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前2項の措置を求め、又は行うことができるものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい等に係る事件又は事故(本条において「事件等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすものとする。

【個人情報取扱特記事項別紙様式】

個人情報保護に係る責任体制報告書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

山梨県子ども未来進学支援事業に係る個人情報の保護に関する責任体制について、次のおり報告します。

作業従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
セキュリティ責任者	(所属・役職)	(氏名)

(注) 1 作業従事者とは、この事業に係る個人情報を取り扱って作業に従事する者をいい、セキュリティ責任者とは、作業従事者の監督その他作業現場におけるこの事業に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。作業従事者又はセキュリティ責任者として報告された者以外の者は、本業務に係る個人情報の取扱いが制限されます。

2 作業従事者が複数であるとき、作業従事者の中からセキュリティ責任者を選任することができます。

お預かりした個人情報は、を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。